

(趣旨)

第1条 岩出市は、和歌山県総合計画及び岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏の大学を卒業した学生の岩出市内への移住を伴う県内就職を支援するため、和歌山県と共同して行う地方就職学生支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）内の大学を卒業して、岩出市に移住した者が、岩出市地方就職学生支援金（以下「支援金」という。）の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において支援金を交付することとし、支援金の交付については、和歌山県マッチング支援事業、起業支援事業、移住支援事業及び地方就職学生支援事業実施要領その他法令等の定めるところによるほか、この告示に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 地方就職学生支援金の金額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

(1) 就職活動等にかかる経費（以下「交通費」という。） 就職活動等に実際に要した往復の交通費の2分の1の金額と16,000円のうち、いずれか低い額。ただし、就職先企業からの交通費の支給があった場合については、0円とする。

(2) 移住にかかる経費（以下「移転費」という。） 移転に要した実費の金額又は108,000円のうち、いずれか低い額（算出した経費に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ただし、就職先企業からの移転費の支給があった場合については、0円とする。

(交付回数)

第3条 交通費及び移転費に係る支給金の交付は、それぞれ1人1回を限度とする。

(対象者要件)

第4条 申請時において、次の各号の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イの要件を満たすこと。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 大学又は大学院（以下「大学等」という。）の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年

法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。)以外の地域のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学等を卒業・修了していること。

(イ) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内のうちの条件不利地域以外の地域に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) ア(ア)に規定する大学等を卒業・修了してから1年以内に就職していること。

(イ) 岩出市に移住していること。また、支援金の申請日から1年以上、継続して岩出市に居住する意思を有していること。

(2) 就業に関する要件

次に掲げるア及びイの要件を満たすこと。

ア 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 原則、勤務地が和歌山県内に所在すること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等(第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)ではないこと。

(オ) 申請者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。

(イ) 和歌山県内を中心とした勤務を基本とし、東京圏への転勤を前提としない採用であること。

(3) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- イ 日本人である、又は外国人であつて、出国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- ウ 支援金の申請時において、大学等の卒業・修了日から1年以内かつ就職活動に参加した企業への就業開始日から1年以内であること。
- エ その他市長が不相当と認めた者でないこと。

(交付の申請)

第5条 支援金の申請者は、岩出市地方就職学生支援金交付申請書(様式第1号)、就業証明書(様式第2号)、公共交通機関を利用した就職活動等に係る経費(交通費)、移住に係る経費(移転費)の領収書及び写真付き本人確認書類(提示により本人確認ができる書類)に加え、第4条第1号及び第2号の要件を満たすことを証する書類(卒業・修了日が就業開始日から1年以内の大学等の卒業・修了証明書、和歌山県内を中心とした勤務を基本とする採用であることが確認できる募集要項、雇用契約等の資料、移住元の住民票の除票の写しなど、移住元での在住地や在住期間等が確認できる書類)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、これを審査して交付の可否を決定し、相当と認められた場合は、岩出市地方就職学生支援金交付決定通知書(様式第3号)により、不相当とされた場合は、岩出市地方就職学生支援金不交付決定通知書(様式第4号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者は、岩出市地方就職学生支援金交付請求書(様式第5号)に振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写しを添付して請求するものとする。

(報告及び立入調査)

第8条 和歌山県及び岩出市は、地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第9条 市長は、支援金の交付を受けた者が次に掲げる要件に該当する場合

、その者に対し、岩出市地方就職学生支援金返還請求書（様式第6号）により当該支援金の全額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。

（1）支援金の申請に当たって、虚偽の申請等を行った場合

（2）企業の就業開始日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合。ただし、退職から3か月以内に第4条第2号の要件を満たす和歌山県内の別の企業に就業する場合を除く

（3）転入した日から1年以内で岩出市から転出した場合

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、和歌山県と市が協議して定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。